

【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年1月14日	
【会社名】	note株式会社	
【英訳名】	note inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 加藤 貞顕	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目6番2号	
【電話番号】	050-1751-2329	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 鹿島 幸裕	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目6番2号	
【電話番号】	050-1751-2329	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 鹿島 幸裕	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	499,973,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	984,200株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)は、2025年1月14日開催の当社取締役会により発行を決議しております。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	984,200株	499,973,600	249,986,800
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	984,200株	499,973,600	249,986,800

(注) 1 本新株式の募集(以下「本第三者割当」といいます。)は第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は249,986,800円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
508	254	100株	2025年1月29日(水)	—	2025年1月29日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社とGoogle International LLC（以下「Google社」又は「割当予定先」といいます。）との間で本新株式に係る総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。なお、本新株式の募集は、当社と割当予定先との間の資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)と併せて実施するものであり、当社と割当予定先との間で、本資本業務提携に関する契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を2025年1月14日付で締結しています。

3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。

4 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

5 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株式の発行は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
note株式会社	東京都千代田区麹町六丁目6番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂2丁目5番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
499,973,600	10,000,000	489,973,600

(注) 1 発行諸費用の概算額は、登記費用、弁護士費用、割当予定先の反社会的勢力該当性の調査費用等の合計金額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額489,973,600円については、下記の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
生成AI技術の活用を含む既存事業(メディアプラットフォーム事業)の強化及び新規事業に関する研究開発及び成長資金	489,973,600円	2025年2月～2026年11月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は安定的な金融資産である銀行預金で管理する予定です。

当社の手元資金については、既存事業の成長加速に向けた投資(プロダクト開発や人材採用等)に充当する計画としており、本資本業務提携における生成AI技術を活用した新たな取組みを推進するためには、追加の資金調達が必要となります。そのため、このたびの第三者割当増資による資金調達を決定いたしました。

上記の具体的な使途の詳細は、以下のとおりです。

当社並びに当社子会社であるnote AI creative株式会社及びTales & Co.株式会社からなる当社グループは、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり生成AI技術の活用によるビジネス競争力の強化にも取り組んでおり、それらの領域において、既存事業の強化、新規事業の立ち上げにより、企業価値向上を企図しています。投資の対象としては、以下に例示される企業価値向上に向けた投資を推進していくことを想定しております。

- ・ 「note(クリエイターがユーザーとコミュニケーションをとりながらデジタルコンテンツを創作・公開・販売できるプラットフォーム)」及び「note pro(法人向け情報発信SaaS)」における生成AI技術の活用を含めた新機能開発に係る人件費及び業務委託費用(本資本業務提携に関連するものを含む)
 - ・ コンテンツモデレーション(不適切なコンテンツの監視・審査)の効率化及び質の向上
 - ・ 記事エディターでのAIを活用した執筆サポート
 - ・ ユーザーの興味関心にあったnoteコンテンツをレコメンドする機能の強化
- ・ 生成AI技術を活用した研究開発を含む新規事業の立ち上げに係る人件費及び業務委託費用(本資本業務提携に関連するものを含む)
 - ・ 生成AI学習に関するクリエイターからの許諾の取得と対価還元等を含む適切な仕組みを構築する実証実験及びシステム開発
 - ・ to B事業者向けの生成AIソリューションの開発
- ・ 上記に必要な人材獲得・教育に係る採用教育関連費用

投資期間を約2年間と設定する理由としては、以下の3点が挙げられます。

1. 生成AI技術の急速な進化サイクルを考慮し、開発から実装までのスピードを重視する必要があること
2. 既存サービスへの実装と新規サービス開発を並行して進めるにあたり、各フェーズでの成果検証と軌道修正の時間を確保する必要があること
3. AI人材の採用・育成に要する期間と、その後の開発期間を現実的に見積もった結果、約2年間での目標達成が適切と判断したこと

上記の既存事業の強化及び生成AI関連技術の研究開発を含む新規事業の立ち上げのために、当社は継続的な新規採用を検討しており、2025年11月期及び2026年11月期において各年10名程度の増員を計画しております。なお、採用に加えて業務委託の利用も予定しております。2025年11月期において人件費及び業務委託費で200百万円、2026年11月期において人件費及び業務委託費で残りの約290百万円を充当する計画です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Google International LLC	
	本店の所在地	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, CA, United States 94043	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	Kenneth Yi Assistant Secretary of the Managing Member of Google International LLC	
	資本金	非開示	
	事業の内容	持株事業	
	主たる出資者及びその出資比率	Alphabet Inc.の子会社	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

(注) 1 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2025年1月14日)現在のものです。

2 Google社からは、「資本金」及び「主たる出資者及びその出資比率」のうち割当予定先の直接の出資者について、非公開のエンティティであり、その資本金、出資者及び出資比率に関する情報は守秘性が高い情報であることから、Google社の方針により非開示とすることを求められており、当社で把握していないため、記載しておりません。なお、Google社の最終完全親会社はNASDAQ上場企業であるAlphabet Inc.であり、その払込資本金は2024年9月30日現在において82,030百万米ドルです。

c. 割当予定先の選定理由

以下に記載しておりますとおり、Google社を割当予定先とする本第三者割当により上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」記載の資金需要を満たすとともに、Google社との本資本業務提携を通じた協業強化の効果をより早期に発揮することが、当社の中長期的な企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益向上のために最も適切であると判断いたしました。

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、「だれもが創作をはじめ、続けられるようにする」をミッションに、クリエイターが文章や画像、音声、動画を投稿して、ユーザーがそのコンテンツを楽しんで応援できるメディアプラットフォーム「note」を運営しております。2024年11月30日現在において、月間アクティブユーザー数(MAU)5,000万人以上、累計会員登録者数893万人、累計ユニーククリエイター数(※)152万人を有する日本有数のクリエイターエコノミープラットフォームへと成長しております。

当社は2014年のサービス開始当初より、読者に最適なコンテンツを提案するレコメンド機能や、プラットフォームを健全に保つための記事・画像分類パトロール作業など、AI技術を積極的に活用してまいりました。さらに、2022年11月の対話型人工知能「ChatGPT」の公開後、いち早く生成AIを搭載したクリエイター向け創作機能「note AIアシスタント(β)」の提供を開始いたしました。また、社内の業務生産性向上を目的として全社員向けに生成AIツールを導入するなど、生成AI技術の活用によるビジネス競争力の強化にも取り組んでおります。また、昨今のAI関連技術の進展やこれに伴う関連サービスへの需要の高まりを受け、当社がこれまで培ってきたAI関連技術への知見を積極的に活用することにより、既存プロダクトの競争力強化だけでなく、外部へのサービス提供も視野に入れてAI領域における事業展開に取り組むべく、AI開発のための子会社「note AI creative株式会社」を2023年12月8日に設立しております。

当社はこれまで、Googleの提供するソリューションの活用やイベント開催及び登壇(スマホ写真イベント、Google for Japan等)などの関係性がありました。このような関係性の中で、2024年4月ごろから両者が生成AI関連事業での連携について模索を始め、本資本業務提携の締結に至りました。当社は、この提携により、我々のミッションを実現するための経営計画の重要な一環として、AI技術を活用した新たなサービス開発を促進し、さらなる成長の機会を広げることを意図しております。

※累計ユニーククリエイター数は過去にコンテンツ(削除されたものも含む)を投稿したユーザーの総数

2. 本資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

本資本業務提携を通じて、当社とGoogleとの間で協業等を企図している事項は、以下のとおりです。なお、Googleが行う事業には当社グループの事業と隣接する分野の事業が含まれていますが、本資本業務提携は両者の事業を制約するものではありません。

- 1) noteプラットフォーム上でのAI機能開発に関する連携
- 2) クリエイティブ領域での生成AIに関する開発

これらの協業により、Googleは日本有数のクリエイターコミュニティを通じた日本のクリエイターエコノミー市場での認知度向上、noteはAI技術を活用した文章生成・編集支援ツールなどのプラットフォーム機能の強化及びユーザー体験の向上を実現します。

(2) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、Google社に当社普通株式984,200株(議決権9,842個)を割り当てます。これによるGoogle社の当社の発行済株式総数(2024年11月30日時点の発行済株式総数15,390,500株に上記984,200株を加えた株式数)に対する持株比率は6.01%、総議決権数(2024年11月30日時点の総議決権数153,813個に上記9,842個を加えた議決権数)に対する議決権比率は6.01%(割当前の保有株式はなし)となります。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 984,200株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本第三者割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であることを当社CF0が本件担当者(Corporate Counsel)に口頭で確認しております。また、割当日より2年間は、割当予定先の保有する当社の普通株式を、当社の書面による事前の同意なしに、第三者に対して売却、譲渡、移転又は処分してはならないことを、割当予定先と本資本業務提携契約において合意しております。

なお、当社は、割当予定先より、本第三者割当の払込みから2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先との間で締結する本資本業務提携契約において、同社が払込みのための必要かつ十分な資金を有する旨の表明保証を受けております。また、割当予定先の最終完全親会社の2024年9月30日に終了する四半期に係る開示書類を確認した結果、割当予定先が本第三者割当に係る払込みに必要な現金及び現金同等物を有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びにその最終完全親会社であるAlphabet Inc.及び割当予定先の代表者代理人について、反社会的勢力と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWeb等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、本第三者割当に関して割当予定先との間で締結する本資本業務提携契約において、割当予定先は、反社会的勢力との間で、直接又は間接を問わず、何らの資本、組織又は資金提供関係を構築しておらず、かつ、反社会的勢力に属する者や関係者を役員として選任又は従業員として雇用しておらず、また、反社会的勢力の活動又は運営にいかなる態様においても関与していない旨の表明保証を受けています。当社としては、かかる表明保証をもって、割当予定先の実態について確認ができたと考えたものの、念の為さらに慎重を期して、開示を受けた範囲の割当予定先の情報に関して調査をするために、当社はKYCコンサルティング株式会社(所在地：東京都千代田区紀尾井町3-32、代表取締役：飛内 尚正)の提供するリスクデータベースを用いて、割当予定先並びに最終完全親会社であるAlphabet Inc.及び割当予定先の代表者代理人について照合等による調査を行った結果、2024年11月11日、割当予定先及び役員に関する反社会的勢力への関与事実がないことを確認いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その主要株主及び役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株式の発行価額につきましては、一時的な株価変動リスクを抑制し、かつ現状に即した価額を算定するため、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2025年1月10日までの直前10取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格(円未満四捨五入)(以下「VWAP」といいます。)である金508円といたしました。

算定期間を直近10取引日としたのは、割当予定先との協議内容を踏まえて、当社においても検討したところ、一定期間のVWAPという平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除することができ、より算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。また、株価平均の算定ベースとしてVWAPを用いるのは、より取引実態に近い平均的な約定値段として認知されている価格を用いることで、当社株式の価値をより適切に反映した払込金額を決定することができると思ったからです。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日(2025年1月10日)の当社普通株式の終値である520円に対して、2.3%のディスカウント、同直前営業日までの直前1ヶ月間(2024年12月11日～2025年1月10日)の当社普通株式終値単純平均494.79円(小数点以下第3位を四捨五入、以下同様。)に対して2.7%のプレミアム、直前3ヶ月間(2024年10月11日～2025年1月10日)の当社普通株式終値単純平均492.90円に対して3.1%のプレミアム、直前6ヶ月間(2024年7月11日～2025年1月10日)の当社普通株式終値単純平均511.69円に対して0.7%のディスカウントとなっております。

当該発行価額については、当社普通株式が上場されており、取締役会決議の直前営業日である2025年1月10日までの直前10取引日間の当社普通株式の市場価額を基礎としていること、及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)も勘案して決定されたものであることからすれば、特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。なお、本新株式の発行に係る取締役会決議に際し、当社の監査等委員会(3名全員が社外取締役)が、本新株式の発行価額の決定方法は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、上記指針も勘案したものであることから、本新株式の払込金額は特に有利な発行金額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

なお、本新株式の発行価額には、当社の「2024年11月期決算短信〔日本基準〕(連結)」による影響は考慮されていないものの、当該決算発表に伴う株価への影響は限定的であると考えていることから、本資本業務提携を早期に実現することを優先し、上記のとおり決定しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本第三者割当に伴い、本新株式984,200株(議決権9,842個)の発行を行い、これによる2024年11月30日時点の発行済株式総数15,390,500株に対する希薄化率は6.4%(2024年11月30日時点の総議決権数153,813個に対する希薄化率は6.4%)となります(割当前の保有株式はなし)。これにより既存株主の皆様におきましては、持株比率及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは当社の持続的な成長と企業価値向上を目的とするものであり、当社の既存株主の皆様利益にも資するものであるため、本第三者割当による株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
加藤 貞顕	東京都新宿区	5,637,000	36.65	5,637,000	34.44
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町一丁目3番7号	991,000	6.44	991,000	6.06
Google International LLC (常任代理人 みずほ証券株式 会社)	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, CA, United States 94043 (東京都千代田区大手町一 丁目5番1号)	—	—	984,200	6.01
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K.(東京都港区虎ノ門2 丁目6番1号虎ノ門ヒルズ ステーションタワー)	970,000	6.31	970,000	5.93
株式会社SBI証券	東京都港区六本木三丁目6 番1号	499,500	3.25	499,500	3.05
株式会社テレビ東京ホール ディングス	東京都港区六本木三丁目2 番1号	410,000	2.67	410,000	2.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 番12号	358,300	2.33	358,300	2.19
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6 番21号	329,100	2.14	329,100	2.01
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋一丁 目1番1号 パレスサイド ビル9階	297,300	1.93	297,300	1.82
株式会社イード	東京都中野区本町一丁目32 番2号	277,700	1.81	277,700	1.70
計	—	9,769,900	63.52	10,754,100	65.71

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2024年11月30日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。なお、株式数には、2024年12月1日から本有価証券届出書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、上記(注)1に基づく所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当により割り当てられる本新株式の数及び当該株式に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

4 2022年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Image Frame Investment(HK) Limitedが2022年12月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年11月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
イメージ・フレイム・インベ ストメント(香港)リミテッド (Image Frame Investment (HK) Limited)	香港ワンチャイ、クイーンズロード・イースト 1、スリー・パシフィック・プレイス、29階	970,000	6.54

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)及び四半期報告書(第13期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年1月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年1月14日)現在において判断したものであります。

2. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年1月14日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2024年2月26日～ 2025年1月14日	39,500	15,390,500	4,972	30,964	4,972	1,535,504

(注) 1 第5回新株予約権、第10回新株予約権及び第13回新株予約権の行使によるものであります。

2 上記には、2024年12月1日から本有価証券届出書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数並びに資本金及び資本準備金の増加分は含まれておりません。

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年1月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年2月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年2月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年2月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

加藤貞顕、今雄一及び鹿島幸裕の3氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものです。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

田邊美智子及び水野祐の両氏を監査等委員である取締役に選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件					
加藤 貞顕	89,339	2,821	—	(注)	可決 95.96
今 雄一	89,344	2,816	—		可決 95.97
鹿島 幸裕	89,277	2,883	—		可決 95.89
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件					
田邊 美智子	91,892	268	—	(注)	可決 98.70
水野 祐	91,890	270	—		可決 98.70

(注) 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算していません。

(2024年9月20日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2023年11月21日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社の設立を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、当該事実発生後に遅延なく提出すべきものでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- ① 名称 note AI creative 株式会社
- ② 所在地 東京都千代田区麹町六丁目6番2号
- ③ 代表者の氏名 代表取締役 今 雄一
- ④ 資本金 30百万円
- ⑤ 事業の内容 大規模言語モデルなどを活用したコンテンツ分類、モデレーション、リコmendなどのメディア運営にまつわる基盤システムや、創作をサポートするツール群、業務効率化にまつわるツール群の開発

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 ー

異動後 3,000個

② 総株主等の議決権に対する割合

異動前 ー

異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当社が設立するnote AI creative 株式会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 2023年12月8日

(2024年9月20日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年5月7日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社の設立を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、当該事実発生後に遅延なく提出すべきものでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- ① 名称 Tales & Co.株式会社
- ② 所在地 東京都千代田区麹町六丁目6番2号
- ③ 代表者の氏名 代表取締役 萩原 猛
- ④ 資本金 50百万円
- ⑤ 事業の内容 クリエイターの企画や作品のエージェント、コンテンツ制作、外部企業からの企画受託等に関する事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 ー
異動後 5,000個

② 総株主等の議決権に対する割合

異動前 ー
異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当社が設立するTales & Co.株式会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 2024年5月24日

4. 最近の業績の概要

2025年1月14日に開示いたしました、2024年11月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載されている第13期連結会計年度(自2023年12月1日 至2024年11月30日)の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

（１）連結貸借対照表

(単位：千円)

当連結会計年度
(2024年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,154,912
売掛金	195,711
商品及び製品	830
仕掛品	612
未収入金	1,209,473
その他	109,895
流動資産合計	3,671,436
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	925
工具、器具及び備品（純額）	9,386
有形固定資産合計	10,311
投資その他の資産	
繰延税金資産	26,590
敷金及び保証金	60,814
投資その他の資産合計	87,404
固定資産合計	97,715
資産合計	3,769,151
負債の部	
流動負債	
買掛金	3,474
1年内返済予定の長期借入金	80,000
未払法人税等	3,804
契約負債	145,199
預り金	1,577,858
その他	236,650
流動負債合計	2,046,987
負債合計	2,046,987
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,964
資本剰余金	1,987,652
利益剰余金	△315,903
自己株式	△69
株主資本合計	1,702,643
新株予約権	19,520
純資産合計	1,722,164
負債純資産合計	3,769,151

（２）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
売上高	3,312,248
売上原価	201,980
売上総利益	3,110,268
販売費及び一般管理費	3,057,424
営業利益	52,844
営業外収益	
受取利息	169
違約金収入	30,417
その他	4,512
営業外収益合計	35,100
営業外費用	
支払利息	685
為替差損	10,734
その他	1,340
営業外費用合計	12,760
経常利益	75,183
特別利益	
固定資産売却益	971
特別利益合計	971
税金等調整前当期純利益	76,154
法人税、住民税及び事業税	3,805
法人税等調整額	△26,590
法人税等合計	△22,785
当期純利益	98,939
親会社株主に帰属する当期純利益	98,939

連結包括利益計算書

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	
当期純利益	98,939
包括利益	98,939
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	98,939
非支配株主に係る包括利益	—

（３）連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,966,687	△414,843	—	1,561,844
当期変動額					
新株の発行	20,964	20,964			41,929
親会社株主に帰属する 当期純利益			98,939		98,939
自己株式の取得				△69	△69
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	20,964	20,964	98,939	△69	140,799
当期末残高	30,964	1,987,652	△315,903	△69	1,702,643

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	1,561,844
当期変動額		
新株の発行		41,929
親会社株主に帰属する 当期純利益		98,939
自己株式の取得		△69
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	19,520	19,520
当期変動額合計	19,520	160,319
当期末残高	19,520	1,722,164

（４）連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	76,154
減価償却費	9,307
固定資産売却損益（△は益）	△971
受取利息	△169
支払利息	685
株式報酬費用	19,520
売上債権の増減額（△は増加）	△18,130
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1,158
仕入債務の増減額（△は減少）	2,545
未収入金の増減額（△は増加）	△206,779
契約負債の増減額（△は減少）	36,708
預り金の増減額（△は減少）	281,999
その他	29,084
小計	228,796
利息の受取額	169
利息の支払額	△685
法人税等の支払額	△2,520
法人税等の還付額	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	225,762
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,389
有形固定資産の売却による収入	1,078
敷金及び保証金の差入による支出	△9,460
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,771
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△80,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	41,929
自己株式の取得による支出	△69
財務活動によるキャッシュ・フロー	△38,140
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	177,850
現金及び現金同等物の期首残高	1,988,208
現金及び現金同等物の期末残高	2,166,058

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

１．報告セグメントの概要

（１）報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に「メディアプラットフォーム事業」及び「IP・コンテンツクリエイション事業」を展開しております。

（２）各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「メディアプラットフォーム事業」では、CtoCメディアプラットフォーム「note」の運営、法人向け情報発信メディアSaaS「note pro」の運営、「note」上での企業協賛型コンテストの実施等を中心とした法人向けサービスに取り組んでおります。

「IP・コンテンツクリエイション事業」では、クリエイターの企画や作品のエージェント、コンテンツ制作・販売、外部企業からの企画・コンテンツ制作受託などに取り組んでおります。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表を作成するために適用した会計処理と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額 (注)
	メディア プラットフォーム事業	IP・コンテンツ クリエイション事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,298,606	13,642	3,312,248	3,312,248
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	3,298,606	13,642	3,312,248	3,312,248
セグメント利益又は損失 (△)	63,145	△10,301	52,844	52,844
セグメント資産	3,723,721	45,430	3,769,151	3,769,151
セグメント負債	2,039,235	7,751	2,046,987	2,046,987
その他の項目				
減価償却費	9,307	—	9,307	9,307
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,389	—	1,389	1,389

(注) セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり純資産額	110.63円
1株当たり当期純利益	6.44円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	6.34円

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	98,939
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	98,939
普通株式の期中平均株式数(株)	15,357,815
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	249,099
(うち新株予約権(株))	(249,099)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数1,475個)

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2024年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,722,164
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	19,520
(うち新株予約権(千円))	(19,520)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,702,643
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	15,390,377

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 2022年12月1日 至 2023年11月30日	2024年2月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期 第2四半期)	自 2024年3月1日 至 2024年5月31日	2024年7月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

note 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 部 直 哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 計 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、

「経理の状況」に掲げられているnote株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、note株式会社の2023年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

note事業における情報システムに高度に依存した収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、クリエイターの創作活動やマーケティング活動・収益化の機会を提供するメディアプラットフォーム事業を展開している。 注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、会社の展開するメディアプラットフォーム事業における当事業年度の売上高2,777,125千円のうち、CtoCメディアプラットフォーム「note」の運営によるnote事業の売上高（以下、note売上高）は2,213,790千円と全体の79.7%を占める中核的な収益である。note売上高は、クリエイターが「note」に投稿した有料コンテンツを読者が購読・利用した場合に、当該コンテンツ代金から一定の料率に基づき収受するサービス利用料等から構成されている。 「note」では、クリエイターは作成したコンテンツの価格を自由に設定して読者へ販売することが可能であり、当該コンテンツ代金から収受するサービス利用料については、読者の決済手段等に応じて異なる料率が利用規約に定められている。 「note」は、会社の業務基幹システム（以下、noteシステム）により運営されており、クリエイターが投稿するコンテンツの種別、価格等の情報、読者の購入・キャンセル等の取引情報がnoteシステムに記録、処理される。日々多数の取引が行われる中で、note売上高として会社が収受するサービス利用料は、利用規約に基づいてあらかじめnoteシステムに設定された料率、計算式に即して取引ごとに自動計算されている。また、note売上高の計上仕訳は、noteシステム上の取引データと会社が利用する外部の決済代行事業者から取得する決済データをシステム内で照合、集計した結果出力される売上レポートを基礎としている。 このように、note売上高の計上に係る主要なプロセスは、情報システムの処理に高度に依存しており、当該情報システムが保持するデータ量は膨大であるため、noteシステムにおける記録、保持又は集計の各処理手続が正確かつ網羅的に実施されない場合、売上計上の基礎となる取引データや売上レポートの正確性が損なわれるリスクがある。 以上より、当監査法人は、note売上高が売上高全体に占める金額的な重要性及び売上高の計上が情報システムに高度に依存する取引の性質から、note事業における情報システムに高度に依存した収益認識が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であると考えられるため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、note事業に係る売上高の計上額を検討するにあたり、当監査法人と同一のネットワークに属するメンバーファームのIT専門家を監査チームに関与させて、主に以下の監査手続を実施した。 （内部統制の評価） ・料率の設定を含む取引の開始から売上計上に至るまでの業務プロセス及び当該業務プロセスで利用されるnoteシステムにおける記録、処理の一連のデータフローを理解し、note売上高に係る業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況を検討した。 ・アクセス権管理、運用管理、アプリケーション変更管理、データ直接修正管理といったnoteシステムに係るIT全般統制について、整備状況及び運用状況を検討した。 （売上高の生成プロセスに関する検討） ・売上レポート作成の基礎となる取引データの抽出処理を理解するため、システム管理者に質問するとともに、noteシステムデータベースからの抽出プログラムなどの関連文書を閲覧した。当該理解に基づき、抽出プログラムを再度実行した結果と売上レポート作成の基礎となった取引データを照合した。また、売上高として計上されることとなる手数料が当該取引データ及び利用規約に基づいてあらかじめ設定された料率、計算式に即して計算されているかを検討した。 ・売上レポートの作成過程を理解するため、システム管理者に質問するとともに、売上レポートの作成プログラムなどの関連文書を閲覧した。当該理解に基づき、作成プログラムを再度実行した結果と仕訳計上の基礎として用いられた売上レポートを照合することで、システム内で自動処理される照合及び集計の結果の検証を行った。また、外部の決済代行事業者から会社へ通知される入金明細書を入手し、noteシステムに記録された決済データ及び実際の入金記録と照合した。加えて、当事業年度末に未入金の場合は残高確認状と照合した。 ・売上レポートと実際に会計システムに計上された売上高を照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年7月10日

note 株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 矢 部 直 哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 中 計 士

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているnote株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、note株式会社及び連結子会社の2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。